

企画部(局)における随意契約の実績 (平成28年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	総合情報 政策課	沖縄県地図情報システムASPサービス提供業務	平成29年 3月31日	20,217,600	(株)パスコ沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目14番1号	第167条の2 第1項第6号	<p>・今回随意契約を締結した(株)パスコはH25年度～H28年度の4年間、同様の業務内容の契約を結んでいた。</p> <p>・H27年度にシステム更改に係る予算確保の参考とするため、RFIを実施。情報提供した3社(パスコ、国際航業、インフォマティクス)の中で、(株)パスコがもっとも安価な金額を提示した。</p>	長期継続 契約
2	総合情報 政策課	議会答弁支援システム及び公共事業報告システム運用保守業務委託契約	平成29年 3月2日	1,036,800	(株)プロスタッフ	沖縄県宜野湾市真志喜二丁目28番21号ASIAビル3F	第167条の2 第1項第6号	<p>本業務の内容は、平成8年度から(株)プロスタッフによって開発されたシステムの保守運用である。</p> <p>開発事業者以外の者が本業務を履行することとなると、障害等発生時における責任の所在等が不明瞭となり、運用に著しい支障をきたす恐れがあるため、開発事業者である(株)プロスタッフを契約相手方とした。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約
3	総合情報 政策課	沖縄県庁外アクセスシステム保守業務委託契約	平成29年 3月6日	2,257,200	西日本電信電話(株) 沖縄支店	沖縄県浦添市城間四丁目35番1号	第167条の2 第1項第6号	<p>本業務の内容は、平成27年度に公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、西日本電信電話(株)沖縄支店により構築されたシステムの保守である。</p> <p>構築事業者以外の者が本業務を履行することとなると、障害等発生時における責任の所在等が不明瞭となり、運用に著しい支障をきたす恐れがあるため、構築事業者である西日本電信電話(株)沖縄支店を契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部(局)における随意契約の実績 (平成28年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	総合情報 政策課	CORAL基幹シ ステム管理業 務委託契約	平成29年 3月31日	26,264,908	特定非営利活動法人 フロンティア推進機構	沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援セ ンター 505	第167条の2 第1項第2号	本業務は、沖縄県庁のITインフラであり、各種 業務システムにネットワーク環境を提供してい る、CORAL基幹システムの管理委託である。 競争入札等により本件業務を契約した場合、本 システムを熟知しない者が管理することにより 安定性が損なわれるおそれがあり、また、本シ ステムの構成や運用についての情報を持つも のが増えることから、情報漏えいのリスクが拡 散する。 以上より、本業務は「性質又は目的が競争入札 に適さない業務」と判断し、当該業者を契約の 相手方とした。	特命随意 契約 長期継続 契約
5	総合情報 政策課	沖縄県ホーム ページ管理シ ステム保守業務	平成29年 3月28日	1,128,600	グローバルデザイン(株)	静岡県静岡市葵区紺屋 町17番地の1 葵タワー16 階	第167条の2 第1項第2号	本業務の内容は、平成23年度からグローバル デザイン(株)によって開発されたシステムの保 守運用である。 開発事業者以外の者が本業務を履行すること となると、障害等発生時における責任の所在等 が不明瞭となり、運用に著しい支障をきたす恐 れがあるため、開発事業者であるグローバルデ ザイン(株)を契約相手方とした。	特命随意 契約 長期継続 契約
6	総合情報 政策課	沖縄県統合宛 名システムにお ける運用保守 委託	平成29年 3月31日	5,810,400	富士電機(株)	東京都品川区大崎1丁目 11番地2号	第167条の2 第1項第2号	当該システムは、平成27年度に実施した沖縄 県統合宛名システム開発等委託業務で構築し たシステム、機器の運用保守に関する委託業 務である。 当該システムは構築者と同一の者にシステム 保守等維持を履行させなければ、円滑な運用 に著しい影響が生じる他、障害発生時には責任 の所在が不明確となるおそれがあることから、 構築した社を契約の相手方とした。なお、平成 27年度の開発等委託業務の業者選定について は、公募型プロポーザル方式を採用した。	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部(局)における随意契約の実績 (平成28年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
7	総合情報 政策課	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運転監視業務	平成29年 3月31日	15,552,000	日本電気(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	<p>沖縄県総合行政情報通信ネットワークは、防災通信機能を含め各種行政情報システムの伝送路として利用する重要回線であり、運転監視にあたっては、障害発生時等の緊急時に迅速な対応ができるよう機器構成やシステム内容を熟知したものに委託する必要がある。</p> <p>そのため、本ネットワークの主要機器を納入した日本電気株式会社沖縄支店以外では満足な業務履行が難しいことから、当該業者と随意契約を行った。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約
8	総合情報 政策課	沖縄～南大東間海底ケーブル等の設備保守に関する契約書	平成29年 3月31日	48,276,000	西日本電信電話(株) 沖縄支店	沖縄県浦添市城間四丁目35番1号	第167条の2 第1項第2号	<p>沖縄本島と南大東間を結ぶ海底光ケーブル等の地上デジタル放送伝送路は、一部の単独財産を除き西日本電信電話株式会社との共有財産として整備した財産である。</p> <p>当該業者は、当該共有財産により南北大東地区において基礎的電気通信役務を提供していることから、その保守(維持)は電気通信事業法で定める基準により、当該業者の保守体制のもと実施する必要があるため。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約
9	選挙管理 委員会	政治団体管理システム改修委託業務	平成29年 1月23日	2,505,600	(株)オーシーシー	沖縄県浦添市沢岬2-1 7-1	第167条の2 第1項第2号	<p>既存システムの改修で、特殊な技術・技能等を必要とし、契約を履行できる者が特定されるため。</p>	特命随意 契約
10	市町村課	住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る委託業務	平成29年 3月29日	7,642,278	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町2 5番地	第167条の2 第1項第2号	<p>全都道府県が、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構へ委託する仕組みとなっているため、左記事業者を契約相手方とした。</p>	長期継続 契約・特命 随意契約

企画部(局)における随意契約の実績 (平成28年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	市町村課	住民基本台帳ネットワークシステムにおけるファイアウォールの監視及び保守に関する業務	平成29年 3月29日	13,989,438	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町2 5番地	第167条の2 第1項第2号	全都道府県が、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構へ委託する仕組みとなっているため、左記事業者を契約相手方とした。	長期継続 契約・特命 随意契約
12	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステムネットワーク運用管理業務委託	平成29年 3月31日	11,006,928	日本電機株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁 目2番2号	第167条の2 第1項第2号	ネットワークの管理運用等は、同ネットワークの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、左記事業者を契約相手方とした。	長期継続 契約・特命 随意契約
13	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステムネットワーク機器保守管理業務委託	平成29年 3月31日	4,254,768	日本電機株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁 目2番2号	第167条の2 第1項第2号	ネットワーク機器の保守管理にあたっては、そのネットワークの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ円滑な運用に著しい支障が生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	長期継続 契約・特命 随意契約
14	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等運用支援業務委託	平成29年 3月31日	3,777,840	日本電機株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁 目2番2号	第167条の2 第1項第2号	システムのメンテナンス等は、同システムの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、左記事業者を契約相手方とした。	長期継続 契約・特命 随意契約
15	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム業務端末増設機器等の保守管理及び運用支援業務委託	平成29年 3月31日	2,301,048	日本電機株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁 目2番2号	第167条の2 第1項第2号	ネットワーク機器等の保守管理等にあたっては、そのネットワークの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障が生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	長期継続 契約・特命 随意契約